

押さえておきたい

「個人情報と個人番号」の取扱い

取得時の対応の違いや漏えいを防ぐポイント



今年5月の改正個人情報保護法施行を控えて、改めて「個人情報」への関心が高まっています。昨年より金融機関でも取得が始まった「個人番号」と合わせて、行職員はその取扱いルールをしっかりと理解しておかなければならないでしょう。そこで本特集では、個人情報と個人番号の違いや取得時の実務対応、取扱いに注意が必要なケースへの対処法などを解説していきます。

特集

Q&Aで理解する！ 個人情報と個人番号に関するキホン

解説●鈴木 俊 (エクシード法律事務所 弁護士)

まずは個人情報・個人番号の定義や取扱いの違いなどを見ていきます。

Q1 個人情報・個人番号って何？
両者はどう違うの？



A 現行個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報のうち、特定の個人を識別できるもの、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものをいうとされています（2条1項）。

このうち②個人識別符号の内容については、改正法2条2項1号および2号に定義があり、特定の個人の身体の一部の特徴をデータ化した符号、およびサービス利用等の際に割り振られた符号や個人に発行されるカード等に記載された符号をいいます。

今年5月に施行される改正法により、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（電磁的記録等含む）により特定の個人を識別することができるものを（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。

例えば、虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様や手のひら等の静脈の形状、指紋、運転免許証番号、個人番号なども、この個人識別符号に含まれるとされます（改正施行令1条）。

改正法2条1項1号）、②個人識別符号が含まれるもの（改正法2条1項2号）をいうとされています。

今回の個人情報の定義の改正は、個人情報の定義の拡充というよりも、パーソナルデータの活用のために、より定義を明確化したともいえますので、新しい用語はありますが、現行から大きく変

POINT 個人番号も原則個人情報で、個人を識別できる情報が個人情報に

わったとまで考える必要はないでしょう。
個人番号も個人情報となる
一方の「個人番号」はマイナンバーとも呼ばれ、番号法の規定により住民票コードを交換して得られる、個人を識別するために市区町村長によって指定された番号をいいます（2条5項）。
また、個人番号をその内容に含む個人情報のことを「特定個人情報」といいます（同法2条8項）。
個人情報と個人番号の関係ですが、個人番号も原則として個人情報ですし、個人情報は特定個人情報を包含するという関係に立ちま
す。
ただし、個人情報には個人情報保護法が適用される一方、個人番号には個人情報保護法のみならず番号法も適用されるという違いがあります。